

# 第11回健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用ワーキンググループでの主なご意見

医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 平時の予防対応

- ・セキュリティ研修は、医療機関の規模に関わらず、日本中の医療機関が受講できるような機会を作っていただきたい。
- ・立入検査について、ペナルティーを課すのではなく、そこがどうすれば実現できるかというような支援・助言を行うための検査と位置づけていただきたい。
- ・「検知」のフェーズに関して検討を加えることをお願いしたい。
- ・ISACについて、中心的な方・専門的な方がしっかりと情報共有の体制を作っていただきたい。また、そこで得られた情報を医療セプターなどを使って、全国の医療者に確実に伝えていく仕組みの構築も重要。
- ・インシデント発生前の予防段階でも活用できるサービス提供を検討いただきたい。

## インシデント発生後の初動対応

- ・初動対応について、サイバーセキュリティお助け隊や都道府県警のサイバーセキュリティ部門など様々あるが、厚労省がリーダーシップを取って横串を刺して全体を調整するなど司令塔を担うべき。

## 日常診療を取り戻すための復旧対応

- ・単純にバックアップを取っただけではなく、実際にシステムがリカバリーできるというところまでしっかりやる必要があるだろう。補助金等を使った資金援助をお願いしたい。

## 中・長期的な課題

- ・セキュリティ監視について、オンライン資格確認等システムのネットワークなどを活用して、国全体で管理・監視をするという仕組みを作っていただきたい。
- ・医療分野におけるセキュリティにかかる費用と損害のバランスを明確にすることが必要。
- ・医療分野のサイバーセキュリティ対策のあり方について、将来に向けた行動計画を策定するべき。